

# 区画整理は、どんな手順ですすめられるのでしょうか。

●公共団体が区画整理を施行する場合は、次のような手順ですすめられます。

## 事業のすすめ方

1

### 基本構想の策定

まちの将来像を、区画整理によりどのように実現するかを計画します。



2

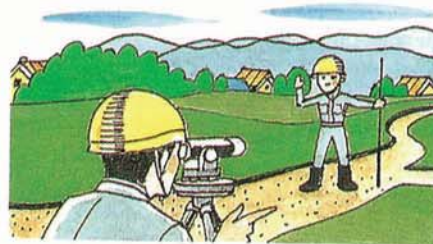
### 都市計画の決定

事業の種類、名称、施行区域等の内容を都市計画決定します。



3

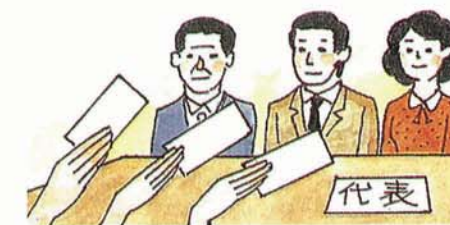
事業計画・施行規程等の決定  
いよいよ区画整理の開始です。



4

### 土地区画整理審議会の設置

関係者のみなさんの中から、選挙で選ばれた代表により構成されます。



5

### 換地設計案の作成

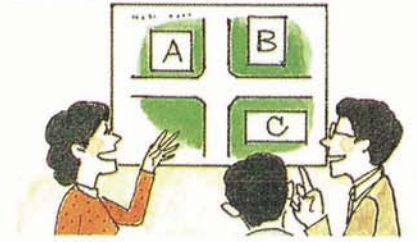
新しく定められる土地の位置などの設計案を作成します。



6

### 仮換地の指定

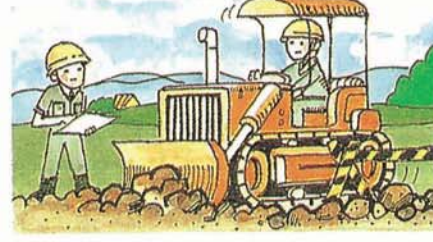
将来、換地として定められるべき土地の位置、範囲を仮に指定します。



7

### 工事の実施

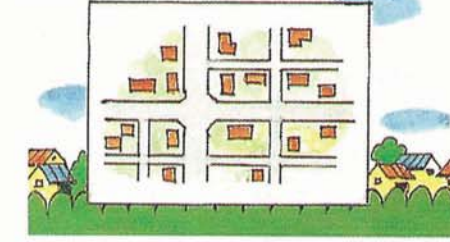
仮換地へ建物などを移転したり、道路などの工事をします。



8

### 町界・町名の整理

新しいまちにあわせて町界、町名、地番を整理します。



9

### 換地計画の縦覧

換地を最終的に定めるため、その計画を関係者のみなさんに説明します。



10

### 換地処分

換地計画に基づいて、関係者のみなさんの換地や清算金が確定します。



11

### 土地・建物の登記

新しいまちにあわせて、施行者が書きかえます。



12

### 清算金の徴収・交付

清算金の徴収・交付をもって事業は完了します。ひきつぎ関係者のみなさんが力を合わせて住みよいまちづくりをしましょう。

